

## コラム 06 — 司法権の独立を保持した大津事件

1891(明治 24)年 5 月 11 日、日本を訪問中のロシア皇太子・ニコライが、滋賀県大津市で、警備中の巡査・津田三蔵に突然斬りかかれ負傷するという大津事件が生起しました。時の内閣は対露関係の悪化を恐れ、大逆罪の適用と、被告人に対する死刑を求めます。これに対して、大審院長の児島惟謙（これかた）はこれに屈せず、司法権の独立が確立していることを世界に知らしめました。

津田三蔵（写真）は当時、日本のみならず世界中に広く蔓延していた「恐露病」にとりつかれており、ニコライ二世（写真）が日本侵略の目的を持って、その調査のため来日したと信じ、殺害を図ったのです。



津田三蔵



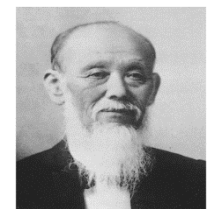
ニコライ二世

当時の政府にとって、まさに青天の霹靂で、事件に驚愕した松方内閣は、御前会議を開き、西郷従道内相、青木周蔵外相などを直ちに京都に差し向けるとともに、小田原にいた伊藤博文貴族院議長に電報を打ちます。

電報を受取ったとき伊藤は食事中であったが、箸を放り投げて直ちに上京し、その日の夜に新橋より用意した馬車で宮中に赴きました。

同月 13 日には、明治天皇が負傷したロシア皇太子を慰問し、ロシア側の招きに応じてロシア艦内にあえて赴いたほどでした。

時の内閣は対露関係の悪化を恐れ、大逆罪の適用と、被告人に対する死刑を求め、司法に圧力をかけました。しかしながら、大審院長の児島惟謙（これかた）（写真）は、この件に大逆罪を適用せず、法律の規定通り、普通人に対する謀殺未遂罪を適用するよう、担当裁判官に指示し、被告人を無期懲役とする判決が下されました。児島は、明治憲法の施行後の間もない頃、政府側の非立憲的圧力に屈することなく、司法権の独立を保持したのです。



児島惟謙

この一件によって、日本が立憲国家・法治国家として、法治主義と司法権の独立を確立させたことを世界に知らしめたのです。